

武蔵野市子どもの権利条例案を市議会定例会に提出します

令和2年度から始まった第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指し、令和2年度の庁内検討会議を経て、令和3年5月に武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を設置しました。2カ年度にわたる検討委員会での活発な議論、検討を経て、令和4年9月に委員会報告書が提出されました。

令和4年11月に市による武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案を公表し、パブリックコメント手続などを実施しました。パブリックコメント手続などによる市民の皆さんや子どもたちからのご意見を踏まえて更なる検討を加え、武蔵野市子どもの権利条例案を作成し、この度武蔵野市議会第1回定例会に議案を提出いたします。

1 武蔵野市子どもの権利条例案について

(1) 条例案の構成

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保障すべき子どもの権利（第3条—第5条）

第3章 子どもの権利を保障するための役割（第6条—第9条）

第4章 子どもを支える人々への支援（第10条—第12条）

第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第20条）

第6章 子どもの安全と安心の確保（第21条—第26条）

第7章 子どもの権利擁護の仕組み（第27条—第29条）

第8章 条例の推進体制（第30条・第31条）



(2) 子どもたちのことば（前文）

本条例前文に、「子どもたちのことば」を掲げ、このことばが実現できるまちを目指します。この「子どもたちのことば」は、ワークショップに参加した子どもたちの意見や、子どもたちから寄せられたパブリックコメントでの意見をもとに、子どもたち自身が考えました。

「子どもたちのことば」が実現できる子どもにやさしいまちを目指すことを明らかにすることで、本条例の権利の主体が子どもたちであることを示すとともに、本市が、子どもの気持ちや願いを尊重しながら、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指すことを明らかにしています。



未来を担う世代に向けた事業について提言を行ったりする中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」

(3) 武蔵野市子どもの権利の日（第4条）

武蔵野市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、11月20日を武蔵野市子どもの権利の日と定めます。武蔵野市子どもの権利の日は、国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日です。

(4) 武蔵野市子どもの権利擁護委員（第27条）

子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的として、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員を設置します。この規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 パブリックコメント手続等の実施について（結果報告）

武蔵野市子どもの権利条例の検討にあたり、昨年5月と11月にパブリックコメント手続等を実施し、この2回を合わせて3242件の意見をいただきました。そのうち子どもからの意見は1734件でした。

パブリックコメント手続	実施期間	意見件数(件) (うち子どもからの意見)
武蔵野市子どもの権利に関する条例 検討委員会中間報告(意見募集)	令和4年5月15日～令和4年6月6日	1614(881)
武蔵野市子どもの権利条例(仮称) 素案(意見募集)	令和4年11月15日～令和4年12月12日	1628(853)
合 計		3242(1734)

※ 本日、本市公式ホームページにて、条例素案パブリックコメント手続などの結果および意見に対する市の考え方の公表を行います。詳細は、本市公式ホームページをご参照ください。



条例素案
意見募集等結果

■問い合わせ 子ども家庭部子ども子育て支援課 0422-60-1851